

平成28年度 第1回安城市定例教育委員会会議録

日 時 平成28年4月7日(木) 午後2時30分

場 所 安城市教育センター 会議室

出席した委員 大見 宏 委員長  
船尾恭代 委員長職務代理者  
都築雅人 委員  
鳥居恵子 委員  
杉山春記 教育長

出席した職員 近藤芳永 教育振興部長  
神谷秀直 生涯学習部長  
寺澤正嗣 アンフォーレ管理監  
神谷直行 子育て健康部長  
早川雅己 総務課長  
渡辺恭二 総務課主幹  
兵藤伸彦 学校教育課長  
荒川 智 生涯学習課長  
野畑 伸 スポーツ課長  
牧 浩之 文化振興課長  
岡田知之 中央図書館館長  
石川芳弘 中央図書館主幹  
杉浦多久己 子ども課長  
筒井良廣 総務課課長補佐

傍聴者 なし

開 会 午後2時36分

日 程

第 1 委員長、教育長等の報告

<委員長>

2月20日 今池小学校開校30周年記念式典

3月 4日 桜井中学校卒業式

3月14日 臨時総合教育会議

臨時教育委員会

3月18日 安城東部小学校卒業式

3月30日 明祥プラザ開館式典

3月31日 退職者辞令伝達式

4月 1日 教職員新任式

<教育長>

2月20日 今池小学校開校30周年記念式典

2月23日 市幹部会

2月24日 市部課長会

2月27日 市子ども会大会

市交通安全市民大会

2月28日 家庭倫理講演会

3月 2日 市議会開会

3月 3日 市議会代表質問

3月 4日 安城西中学校卒業式

安城北部小学校体育館視察

3月 6日 市民大学閉講式

3月 7日 市議会代表質問及び一般質問

3月 8日 市議会一般質問

3月 9日 学校給食運営委員会

3月10日 市議会議案質疑

表敬訪問（東山中学校生徒・スキー大会）

3月11日 市議会市民文教常任委員会

表敬訪問（桜林スポーツ少年団・ソフトボール）

3月14日 臨時総合教育会議

臨時教育委員会

第3回校長面接

3月15日 図書館協議会

表敬訪問（桜井中学校生徒・女子ソフトボール）

3月16日 社会教育審議会

3月17日 ユースカレッジ閉講式

3月18日 錦町小学校卒業式

3月22日 市民憲章推進協議会解散総会

- 表敬訪問（愛知衣浦リトルシニア・軟式野球）
- 3月23日 市議会閉会  
表敬訪問（明祥中学校生徒・ソフトテニス）
- 3月24日 臨時幹部会  
被災地派遣者辞令交付式・激励会  
表敬訪問（小学校・ソフトテニス）
- 3月25日 新規採用教職員予定者連絡会  
学校教育課事務引継会
- 3月30日 明祥プラザ開館式典  
新美南吉絵本大賞準備会
- 3月31日 退職者等辞令交付式  
教職員退職者辞令交付式
- 4月 1日 市内転任者辞令伝達・辞令交付式  
教育委員会辞令交付式  
教育委員会部課長会  
市幹部会  
教職員新任式
- 4月 5日 市部課長会  
県庁・西三河教育事務所あいさつ回り
- 4月 6日 教職員辞令交付式

以上に出席しました

## 第 2 議題

- (1) 安城市立小学校及び中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について

議題（1）について学校教育課長説明する。

内容：通学の安全上、必要があるため、通学区域を定める規則の一部を改正する規則を制定する。

（全員異議なし承認）

- (2) 安城市図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について

議題（2）について中央図書館長説明する。

内容：平成29年6月の図書情報館開館の事務処理にあたり必要があるため、安城市図書館管理規則の一部を改正する規則を制定す

る。

大見委員長：第12条第2項中の「第7条第4項」というのは第7条第3項の間違いではないですか。

中央図書館長：間違いでございました。

大見委員長：今の図書館のスペースで、有料で貸し出しているところはないのですか。

中央図書館長：ないです。

都築委員：第6条で、館外貸出しをできる者が、日本国内に住所を有する者としていますが、他の図書館でも同じですか。

中央図書館長：住所要件を撤廃しているところがどれだけあるのかというのを調べたところ、県内ではまず、愛知県図書館が住所要件を撤廃しております。三河地区では豊橋市、田原市、みよし市。尾張地区では一宮市、津島市、大府市、常滑市、半田市、あま市、武豊町の7市町です。合わせて11の自治体が貸出券の住所要件を誰でもよいとしています。そういう流れが全国的にあるのかなと思っております。

大見委員長：住所を有するというのは、どうやって確認をするのですか。

中央図書館長：基本的には、運転免許証とかの本人の顔写真付の住所・氏名の確認のできる公的な書類ということです。子どもの場合は、顔写真はありませんけど健康保険証ですとか、そういうものの提示をお願いする形で考えています。これは、今でも同じです。

大見委員長：住所を有さない人とは、どういう人でしょうか。例えば、ホームレスとかそのような人なのか。ホームレスの人でも住民票は残っていますよね。日本人ならば、日本国内に住んでいるので誰でもいいような気がしますが、住所といわれると住民登録があるかないかとか。住所という概念は、実際に住んでいるところをいうのでしょうか。事務的には、何らかの公的な書類もしくはそれに近いもので確認して、利用者カードを発行するのですよね。

中央図書館長：そういうことです。

大見委員長：これは今日改正ができてしまえば、実際は平成29年6月からの適用ですね。

中央図書館長：施行日は、平成29年6月1日です。

大見委員長：有料スペースは、今の段階で申し込みを受け付けているの

ですか。

中央図書館長：この3月議会で条例の整備をしましたが、まだ申し込みの受付はしておりませんので、1階のホール等も含めまして、いつからというのもまだ決めておりません。

大見委員長：6月1日から施行だと、6月1日以降に使いたい人がいつ申し込みをすればいいのか。この様式が6月1日施行とするとそれまでは申し込みができないことになってしまいます。

中央図書館長：事前の申し込みは可能であり、ホールですと1年前から公民館ですと会議室は3ヶ月前から申し込みは可能ですから、それに準ずるような形で今から事前申込みができるように準備をしていきたいと思っています。

生涯学習部長：実務上は他でもやっていて問題は起きていませんが、法的に見ると、仮受付になるのではないかと思います。

大見委員長：実際には施行日前に動いていることになりますよね。6月1日からこの様式が使用できるようになるのに、6月1日から使うのではなくて、それより前に使うのですよね。前から使うのであれば、もっと前から施行しなければいけないと思います。ただ開館していないのに施行するというのもおかしい気がします。

中央図書館長：一度、法規担当に確認しておきます。施行日の前倒しが必要でしたら、またご報告させていただきます。

（全員異議なし承認）

### 第 3 報告事項

(1) 平成27年度3月補正予算及び平成28年度当初予算について報告事項(1)について各課長説明する。

内容：平成27年度3月補正と平成28年度当初予算の概要について

都築委員：平成28年度当初予算の学校教育課のところですが、学校図書館司書の方を8人から15人に増やすということですが、実際に人のあてはあるのですか。なかなか人がいないという話を聞きます。

学校教育課長：今年度のスタートにつきましては、15人分の予算計上してあるわけですが、当初は13人でスタートをします。昨年度が8人でしたので、5人新たに任用しまして、残り2人につきましては夏休み明けぐらいのところで登録していただける目処もついてきていま

す。

大見委員長：（小中学校の）体育館のトイレの改修というのは、和式のトイレを洋式に直すということですか。

総務課長：基本は和式を洋式化するのですが、和式をすべてなくすということではなくて、一部は残して洋式化するという事です。

大見委員長：一般市民が災害に遭ったときに、避難所となる可能性があるからということですか。

総務課長：そうです。

大見委員長：シャワートイレにはなりませんか。

総務課主幹：シャワートイレにはなりません。通常のタイプです。

## （２）寄付受納について

報告事項（２）について総務課長説明する。

内容：明治用水土地改良区より、本「岡田菊次郎」を小中学校各校へ寄付される。

（質疑なし）

## （３）業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

報告事項（３）について総務課長説明する。

内容：レンタカーを破損したことにより、車両修理に要した７日分の営業利益の損害賠償をする。

大見委員長：損害賠償の和解の額が、営業利益ということですが修理代はどのような扱いになっているのですか。

総務課長：リース契約の中で、対物と車両の修理代については保険で適用するという契約になっております。これについては、リース会社が負担をしてくれるのですが、車両を修理する期間中に本来であれば貸し出せるわけですが、約７日間ほどですが、その期間の営業補償ということで、ノンオペレーションチャージという全国的に同業他社も営業ができなかった期間について、日数ではなくて均一で、一律２万円という規定がございまして、その規定を適用させていただきまして２万円を支払ったということでございます。

大見委員長：普通は保険の対象に代車料というのがでてきます。修理期間は代車が使えて、代車料が保険の対象になってくると思います。レ

レンタカー会社が特殊な車だと代車ないから、その分はもってくださいという話になってしまうかもしれませんが、普通の車だったら修理すれば、当然修理期間中は車がないから、その間のレンタカー代とか工場の代車料が損害に含まれて、保険の対象になってくるはずだと思います。なぜ、今回は保険の対象になってなかったのでしょうか。

総務課長：車は、アルミの2トントラックです。

大見委員長：たぶん、特殊な車ということで簡単に同じ車を調達できなかったということでしょうね。

(4) 安城市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則の制定について

報告事項(4)について総務課長説明する。

内容：市役所の機構改革により、安城市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則を制定したい。

(質疑なし)

(5) 安城市教育委員会職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則の制定について

報告事項(5)について総務課長説明する。

内容：係長級の副主幹を廃止することに伴い、安城市教育委員会職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則を制定したい。

(質疑なし)

(6) 学校給食の情報公開について

報告事項(6)について総務課主幹説明する。

内容：平成27年度まちかど座談会において、市は学校給食のアレルギーの観点から、一般の方にも情報を公開すべきとの意見をいただいたことを受けて実施するもの。

船尾職務代理者：給食に関しては、アレルギーだけではなくて、放射能が含まれているかどうかということがあったと思いますが、それについての情報公開は今のところ予定はないのでしょうか。

総務課主幹：放射能に関しては、すでに計っているデータをホームページで掲載しております。

(7) 平成27年度学校給食に関する指導の実施結果について

報告事項(7)について総務課主幹説明する。

内容：平成27年度の給食指導実施率（給食時に栄養指導、食に関する授業を実施した率）は、54.58%であった。（平成26年度は54.21%）

（質疑なし）

（8）安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告事項（8）について学校教育課長説明する。

内容：県費負担教員の給与改定に準じ、市費負担教員の給与改定する必要があり、条例及び規則の一部を改正する規則の制定をした。

（質疑なし）

（9）学校医等の解嘱及び委嘱について

報告事項（9）について学校教育課長説明する。

内容：市内小中学校の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの学校医、学校歯科医等を委嘱した。

（質疑なし）

（10）平成28年度学級編制、教員数について

報告事項（10）について学校教育課長説明する。

内容：平成27年度の小中学校の学級数、教員数の合計は、前年に対して学級数はプラス4、教員数はプラス10となっている。

（質疑なし）

（11）第35回安城市民大学の実施結果について

報告事項（11）について生涯学習課長説明する。

内容：応募数1684枚、当選数1271枚、当選倍率1.3倍という結果でした。

都築委員：座席数は1200席でしたか。

生涯学習課長：1200ぐらい可能であると思います。

大見委員長：1200席だと8割ぐらい入らないと少しきびしいですね。

船尾職務代理者：私は、はがきを出して当選しました。2回しか行けませんでした。人は一杯入っているという感じでした。はじまる前からすごく並んでいました。入るまでにすごく時間がかかるような行列になっていて、皆さん期待していたみたいですし、行った方もすごく面白かったと言っていました。矢野きよ実さんの回は、途中で用事が



あったので帰ろうと思っていたが、あまりに話が面白かったので最後まで聞いてしまったという人もいました。私が聞いた回もなかなか面白かったですし、楽しかったです。ほんとはもう少し入ってもいいのかなという気もします。

(12) 第36回安城選手権大会冬季スキー競技会成績結果について報告事項(12)についてスポーツ課長説明する。

内容：第36回安城選手権大会冬季スキー競技会について、2月20日(土)に白馬五竜スキー場で行われた一般の部、3月6日(日)ひだ舟山スノーリゾートアルコピアで行われた少年の部の競技会成績結果を示す。

(質疑なし)

(13) 平成28、29年度安城市スポーツ推進委員の委嘱について報告事項(13)についてスポーツ課長説明する。

内容：スポーツ推進委員は、小中学校を単位に町内会より推薦をいただいている。

(質疑なし)

(14) オリンピック強化指定選手奨励金交付要綱の制定について報告事項(14)についてスポーツ課長説明する。

内容：オリンピック強化指定選手に奨励金として2万円を交付する。

現在は、水泳で安城南中学校の清水さん、柔道で一般の天野君の2人が対象となっている。

大見委員長：オリンピック強化指定選手には、安城市だけでなく、県からも奨励金がでるのですか。

スポーツ課長：県は30万円だそうです。安城市はもともと奨励金という制度がありまして、全国大会ですとかオリンピックとかに出場すると奨励金を渡していました。オリンピックが5万円ございまして、強化指定ですとまだオリンピックにでてないものですから、とりあえずそれより低い額で、2万円という設定をさせていただいております。本市としては、指定がされている年は交付していこうと思っています。先ほど説明した清水さん、天野君の2人については、平成27年度、28年度とそれぞれ2万円支給します。東京オリンピックの開催時まで毎年支給したとすると最高で10万円となります。

大見委員長：年間で2万円ということですか。

スポーツ課長：そうです。

(15) 寄附受納について

報告事項(15)についてスポーツ課長説明する。

内容：株式会社デンソーより、スポーツ振興のため、1,000万円の寄付をいただいた。

(質疑なし)

(16) 安城市歴史博物館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則ほか規則について

報告事項(16)について文化振興課長説明する。

内容：公印の見直しにより、申請書等の様式を改めた。

大見委員長：「規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」とありますが、これをまた改正すると「規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」ができてしまい、延々と続くような気がしてしまいます。あまり続くようですと、どこかで元から変えなければいけない気がします。

(17) 企画展「安城の文化財－モノ語り名品展Ⅲ－」の開催について  
報告事項(17)について文化振興課長説明する。

内容：4月16日(土)から企画展「安城の文化財－モノ語り名品展Ⅲ－」を歴史博物館にて開催する。

大見委員長：体験講座「指定文化財をめぐる－神谷家住宅と明治郵便局－」ですが、これは歴史博物館から歩いて行くのですか。

文化振興課長：確かバスで行く予定です。

(18) 安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告事項(18)について中央図書館主幹説明する。

内容：平成29年6月にオープンするアンフォーレへ図書館が移転することによる所在地の変更、図書情報館の中の有料施設部分の使用料等の改正。

都築委員：備考のところで、「使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。」とありますが、これは延長した場合に適用するというものでよいか。また、消費税は計

算しなくてもよいですか。

中央図書館主幹：「利用時間の区分を超える1時間については、・・・当該区分に定める額の1時間に相当する額とする。」とあり、計算した結果、10円未満の端数が生じた場合に適用します。消費税は内税で加味しています。

(19) 財産の取得について（安城市図書館情報館の図書館業務の自動化・省力化機器）

報告事項（19）について中央図書館主幹説明する。

内容：自動貸出機、自動返却機、IC予約棚等の財産の取得  
（質疑なし）

(20) 財産の取得について（安城市図書館情報館の情報機器類）

報告事項（20）について中央図書館主幹説明する。

内容：電子新聞閲覧機器、編集・録音スタジオ機材等の取得  
（質疑なし）

(21) カラクリBOOKS「松平清康物語」について

報告事項（21）について中央図書館長説明する。

内容：デジタル絵本「カラクリBOOKS 松平清康物語」を製作した。

（質疑なし）

(22) 平成28年度公立幼稚園の学級編制、教員数について

報告事項（22）について子ども課長説明する。

内容：平成28年度の公立幼稚園園児数は778人で、前年度に比べて15人増である。また、クラス数については1クラス減である。

（質疑なし）

(23) 平成28年度公立幼稚園授業料について

報告事項（23）について子ども課長説明する。

内容：低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図るため公立幼稚園授業料を一部軽減する。

大見委員長：多子世帯というのは、お兄さんお姉さんがいて二人目、三人目の子どもがいるとかの世帯だと思いますが、兄弟の概念というのは、例えば先妻の子どもとか先夫の子どもと一緒に暮らしている場合も入るのですか。

子ども課長：保護者が養護もしくは、加護している人が対象になります。

今から事務をやっていきますが、特殊な例は恐らく一件一件判定していく必要があると思います。

大見委員長：大学生の子どもとか、前の旦那との子どもが大きくなっていて大人のお兄さんがいる場合もありますよね。申請があってから初めて判断するという事なのか、それとも市の方から積極的にやっていくということですか。

子ども課長：申請してもらい、安城市に住んでいて住民票がある方については、こちらで自動的に判定して連絡していきます。住民票が安城市にない場合には把握できないものですから、今から調査をかけて、該当者がいる方は申請をしてもらいます。

大見委員長：申請がなくてわからなくて、通常の授業料を取ってしまったが、あとからわかったら返すということですか。

子ども課長：申請をしていただいてから返すということになります。

#### 第 4 その他

総務課長： 次回の定例教育委員会は、会場を文化センターにしまして、4月28日（木）午後1時30分から行いますので、よろしくお願ひします。

都築委員：2月18日開催の定例教育委員会の議事録の承認がされていないように思います。

大見委員長：議事録の承認はすでに済んでいるのですか。

総務課長：まだ済んでおりません。

大見委員長：それでは、2月18日開催の定例教育委員会の議事録ですが、承認ということによいですか。

（全員異議なし承認）

閉 会 午後4時32分